

(公社)広島県労働基準協会からのお知らせ 令和4年4月1日からは

金属アーク溶接等作業場では、「特定化学物質作業主任者」 の選任が必要となります。

金属アーク溶接作業で発生する溶接ヒュームが、特定化学物質(第2類物質)に追加され、全体換気や呼吸用保護具の使用など、新たなばく露防止措置が求められることになりました。

また、令和4年4月1日からは、金属アーク溶接等作業場では、「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了したもののうちから特定化学物質作業主任者を選任し、労働者が溶接ヒュームにばく露されないよう、直接作業を指揮すること等が必要となります。

資格者を計画的に養成されることをお勧めします。

お申し込みは、(公社)広島県労働基準協会の最寄り支部へお願いします。

医療機関の皆様へ


相談無料
(労働局委託事業)

病院・診療所からの労務管理に関する相談をお受けします。

<医療労務管理相談コーナーを開設しました>
 (訪問相談も行います)

医療機関で働く方たちが安心して働ける環境を整備するため、労働基準関係法令に関する相談支援を無料で行なっています。

電話相談や相談コーナーでの相談は、元労働基準行政職員が担当しています。



お伺いしての **個別訪問相談**、
 病院内の **職員** 向け **労務管理関係研修会** への **講師派遣** も行っています。

《医療労務管理相談コーナーのご案内》

◎電話相談、相談コーナーでの相談(労務管理関係研修会)の申込は、フリーダイヤル **0120-43-4501** をご利用ください

○相談コーナー開設日時：月～金：午前10時から午前12時、午後1時から午後4時
 [土日祝日・盆(8/11～8/15)・年末年始(12/29～1/3)を除く]

○相談コーナー開設場所：〒730-0012 広島市中区上八丁堀8-23 林業ビル8階
 (公社)広島県労働基準協会 内 TEL082-224-0832
 (公社)広島県労働基準協会(広島労働局委託)